

【別添3】

職 発 0217 第 7 号
開 発 0217 第 5 号
令 和 4 年 2 月 17 日

主要就職情報出版企業団体等代表者 殿

厚生労働省職業安定局長
田 中 誠 二
(公 印 省 略)

厚生労働省人材開発統括官
小 林 洋 司
(公 印 省 略)

新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱いについて(依頼)

新規中学校・高等学校卒業者の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者については、全国高等学校長協会、主要経済団体（一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会）、文部科学省及び厚生労働省において検討を行った結果を踏まえ、学校教育に与える影響なども考慮し、下記のとおりとすることとしましたので、貴団体においても御留意の上、これらの取扱いに格別の御配慮をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業等に対する周知についても、併せてお願い申し上げます。

記

- 1 新規高等学校卒業者（新規中等教育学校卒業者を含む。）を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとすること。
 - (1) 公共職業安定所（以下「安定所」という。）において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合の推薦開始期日及び採用選考期日については、次のとおりとすること。

- ・推薦開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については令和4年8月30日）以降となるようにすること。
- ・選考開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。

2 新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。）を対象とする文書募集は行わないこと。